

広島圏都市計画地区計画の変更（熊野町決定）

都市計画熊野町深原産業団地地区地区計画を次のように変更する。

名 称		深原産業団地地区地区計画		
位 置		広島県安芸郡熊野町字東深原 98 番 18 ほか 53 筆		
面 積		約 6. 0 h a		
地区計画の目標		<p>本地域は町の中央部の東側で東広島市との行政境付近に位置し、将来的には道路交通網（（仮）瀬野呉線バイパス、（仮）矢野安浦線バイパス及び東広島呉道路）の整備によりアクセス性が向上し広域交通の利便性が増加する地域である。</p> <p>この地域特性を活かし、本計画を策定することにより、周辺環境に配慮した流通業務を主体とした産業団地の形成を目指し、町の地域産業の活性化を図ることを目標とする。</p>		
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区施設の整備の方針	本地区における地区施設は、深原地区町有地造成事業（仮称）により整備し、それぞれの施設の機能を損なわないようその維持・保全を図る。		
	建築物等の整備の方針	<p>建築物等について、流通業務を主体とした地区とするため、次の事項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の用途の制限 2 建築物の敷地面積の最低限度 		
土地利用に関する方針		<p>本地区を、特性に応じて次の方針を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法面等は、有効な緑地環境を確保するため、維持、保全する。 		
地区整備計画	地区施設の配置及び名称		名 称	規 模
			道 路	幅員 9 m 延長約 5 6 0 m
			緑 地	0. 8 h a
	建築物等に関する事項	地区の区分	名 称	産 業 地 区
			面 積	約 2. 3 h a
		建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法別表第 2 (を) 項に掲げるもの 2 保育所 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 自動車教習所 5 床面積の合計が 15 平方メートルを超える畜舎 6 カラオケボックスその他これに類するもの 7 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 8 建築基準法別表第 2 (ぬ) 項第 1 号又は第 2 号に掲げるもの 	
		建築物の容積率の最高限度	2 0 0 %	
	建築物の建ぺい率の最高限度	6 0 %		
	建築物の敷地面積の最低限度	<p>500 平方メートルとする。ただし、次に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車修理工場 2 ガソリンスタンド 3 建築基準法別表第 2(い)項第 8 号又は第 9 号に掲げるもの 		

「区域は計画図表示のとおり」